

定期報告対象 建築物 国の規定と長野県の指定

長野県建設部 建築住宅課

建築基準法第6条第1項（別表第1（い）欄に供する面積が200㎡を超えるもの）に該当する特殊建築物で下表に該当すれば対象となります。

別表第1	対象用途	対象用途毎 A・B いずれかに該当する建築物は定期報告の対象となります			
		A	国が定める建築物 〔対象用途が1階（避難階） のみにある場合は対象外〕	B	県が指定する建築物 〔国が定める建築物を除く〕
(一)	劇場、映画館又は演芸場	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②客席の床面積 200㎡以上 ③主階が1階にない ④地階(対象用途100㎡超)		客席の床面積 300㎡超	
(一)	観覧場(屋外観覧場は除く)、公会堂 又は集会場	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②客席の床面積 200㎡以上 ③地階(対象用途100㎡超)		客席の床面積 300㎡超	
(二)	病院、有床診療所、養老院等	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②2階の床面積 300㎡以上 ③地階(対象用途100㎡超)		対象用途の床面積 500㎡超	
(二)	児童福祉施設等	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②2階の床面積 300㎡以上 ③地階(対象用途100㎡超) ※ 高齢者、障害者等の就寝の用途に限る		対象用途の床面積 500㎡超	
(二)	ホテル、旅館	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②2階の床面積 300㎡以上 ③地階(対象用途100㎡超)		対象用途の床面積 500㎡超	
(二)	共同住宅、寄宿舎※ ※高齢者、障害者等の就寝の用途に限る	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②2階の床面積 300㎡以上 ③地階(対象用途100㎡超)		(指定しない)	
(三)	学校(付属する体育館を含む)			①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②対象用途の床面積 2,000㎡超	
(三)	体育館、ボーリング場、スキー場、スケート 場、水泳場、スポーツの練習場	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②対象用途の床面積 2,000㎡以上		対象用途の床面積 2,000㎡超	
(三)	博物館、美術館、図書館	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②対象用途の床面積 2,000㎡以上		(指定しない)	
(四)	百貨店、マーケット、展示場、 物品販売業を営む店舗	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②2階の床面積 500㎡以上 ③対象用途の床面積 3,000㎡以上 ④地階(対象用途100㎡超)		対象用途の床面積 1,500㎡超	
(四)	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、 料理店、飲食店	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②2階の対象用途の床面積 500㎡以上 ③対象用途の床面積 3,000㎡以上 ④地階(対象用途100㎡超)		対象用途の床面積 500㎡超 ※ カフェー、待合を除く	
-	事務所			地階除く階数5以上かつ 3階以上の対象用途の床面積 1,000㎡ 超	

※ 表は1階が避難階の建築物を想定しています。避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。)が複数ある場合等は〔対象外〕の条件が変わる場合がありますので、定期報告書提出窓口にお問い合わせください。